



伊門
15-60
卷之



異人恐怖傳卷下

極西 檢夫爾 著

日本人能勤勵又能艱難又習り鮮少を得る足りとり賤者ハ諸草諸根龜鼈螺蚌および海藻の類をり生を艱り裸頭跣足り歩行を水を以て常に飲つ櫛衣を著る頭を置く柔らなる長枕なく平面小寐く長枕の代小木は小断又ハ木筭の中に微く窪まるが上に其頭を置又よく終夜寤ること有る艱難小堪ふ然も其人大小の禮儀作法を悦び極め其身を清く衣服を純粹の家屋を精密め

○恐怖傳下

〇一

不許賣買
二百部限



賤者あればとく水而已を飲めども
又裸衣を著せざる者のもも
は是等も彼方小比較して言ふ所の
れらむ

日本人をバ怯懦ある支那人の後
と想はんハ実小其理小當らざる
事遠し我自讚せざるハ以前あり
たる遊行家の中なるの説を固執せ
ざる勢て國俗の根源を尋ね知んと
欲せん人ありけりバ我謂ふ處小
服してよ此俗ハ却て是韃靼の性質
より如て文華と禮儀とふよりく
大小都雅なる小至るものれたる
其氣象小韃靼人の威烈猛悍と
支那人の恬淡温和と相合せたる
所あり

檢夫尔別て其論ありて我國人の
根源を種々小穿鑿して明らなる
が故小強て韃靼ありむといへり
檢夫尔さすがに戒人なるバ我國
の實に神明の後とて信ずるると
能ざるも外むべきははらむ
従来件々擧る處の許多ハ大奇特ハ
有なるがも若其境内小於て一切
和平安穩なりと遂生満足せざる
に虧る所のありせば日本人の其
力を盡し其勇を盡して國を守り
て外襲を防んと欲し又ち土着
して異俗と通交せざるむと欲す
も元より皆徒ある計策なるべし
鎖國より以來造化の良師か
まると其術を教へかまると亦
覺知し

大小其土地所生の物を悦びくこれを以て堪べしとて異
國人の生計は具を運來するを無用なりとん凡此國の福境
なることと熟察せんと思ん者ハ今我こそ小言る所の信
實ある事も知ん先第一は地方勝る中正なり其利する事
寡くは南國の如きの熱日小晒さるべ又北國極寒の凝凍
もなり元よりいふ及する事あがら諸國土の肥沃して嘉
をなす樂むべきを北緯三十度と四十度とれ間小あふふあ
ハなり人或ハ實小非難するることわりくいとむ日本ハ嶮岨
多石の地よとと峻峰高山の周環多し若拔群の用心勩勞を
以てせざるをば多くハ是嶮岨の所はなるとむといふべし

其事小在ても造化する此國小施る小勝まで寛良の徳を以て
此是土地の難なり耕種の難なり此難即土人はよく勞し
よく勩るは大小讚美すべきは氣象を起るものなりさきごと
本来ハ肥沃あるは地方なるが故小如何なる微小の丘と
とと如何なる高き山ととも是小耕種する小豊小出產
てよく努力する農夫のこそが為る経る所の辛勞用心及び
其勩苦を報賞せむとてなすはみゆるは凶瘦至極
の地殆少許の耕種を容るん堪ざるもよく全く不用なりと
せば其民衆多しと且又懶惰を惡むると斯の如しその上
は狭小ある國界の内小おいと若くハ海若くハ陸の所生は

許多の物を以て其用を達して唯小生命を保つは為のこ
ら〜ど便利翫娛小備ふ〜〜むるの術ヲ知リかき食机
の上をえらふ兔さ角は小調和して諸物殆供らばと小物
なして他俗ありて惡む所のゆれば彼小在く多くハ大小義膳
の分とあり其林中山中澤中荒中諸根諸草を産して移磨の
為小用ありて又ハ食机をも飾るべし海よりハ有情非情
の諸物蝦蟹螺蚌鷄鯛および諸海藻の類を出して皆よく調
進せべ〜〜む魚中或ハ毒あるゆればと食ふ〜〜汝妨げ
去るが由あり〜造化此俗小處するに空く寛活を以すふ
非〜〜てかき身軀を〜勵勤するに宜しく頭悩を〜〜類

敏發明さるに宜〜〜むるのあり土地嶮磽〜〜耕種
す〜難きはかきが勤勵の道を修め〜〜便宜を虧ぎる所以
〜〜其勤勵小代〜懶惰痴重遲緩小墮落さる〜〜かの煖
帶中なる黒色の土人が自然生の草木を頼〜〜其性命を保ち
これふよりて大小懶惰不動を專とする〜〜殆禽獸は異あり
は〜〜が如く〜〜とあり〜〜めむが為を〜〜更小〜〜人の非淺
さるま士人其境内ののみあり〜囚獄の〜〜隣國
と通商通交さる〜〜と法禁〜又其全地分裂〜〜殆無数に鴉
〜〜是其國の猶も不幸あり〜〜といふ〜〜是亦却て造
化寛良の徳を知べきの殊なる證據なり是許多種々の鴉

其全國小於るは譬へば種々の方域は全世界にありがごとく、
 土地の隨ひ所在ふつ々々種々肝要のものも産出して、人生の
 用とす。其彼此各州彼土各嶋の産物殆全國小供むる小足ざる
 り。此は奥州佐渡(シリガ) 駿河(サマ) 薩摩(サマ) 小島(キタマイ) 北前(ベッコ)
 備後(ビョウ) 小銀(コギン) あり(シリガ) 上(アチンガ) 不(フ) 紀國(キクニ) 小銅(コドウ) あり 豊後(トヨウ) 小鉛(コネン) あり 備
 中(チュウ) 小鐵(コテツ) あり 筑前(チクセン) 石灰(サイガイ) を供し(オノ) 不(フ) 木炭(キタン) を供し 硫黄(リウウ) 嶋(シマ) の火山(カザン)
 夥(ヒョウ) しく硫黄(リウウ) を出(イ) 出(イ) 其他(その他) 所(ところ) も地(ち) を穿(う) ち取(と) り 肥前(ヒメノ) 小(コ) 一種(いちしゆ) の
 白堊(オシロイ) あり 々々 々々 磁器(チキ) を製(せい) 成(せい) 土佐(とさ) (オハラ) 小原(コハラ) 安藝(安芸) 云々 あり
 多く(オホク) 薪(オシ) を出(イ) し(十カタ) 長門(ナガト) の牛(ウシ) を産(う) じ 奥州(おくしゅう) 薩摩(さま) 馬(うま) を産(う) じ 加賀(かが)
 米穀(イネ) 豊饒(トヨウ) たり 筑前(チクセン) 小粟(コアワ) 多(オホク) し 若狭(わかさ) 小柿(コカキ) 柿(カキ) 蘭語(ランゴ) 小(コ) (ヘイケ) とす (ヘイケ)
 實(ミ) は優墨鉢(ウツクシ) のことなり 今

柿(カキ) と記(し) する 及び(及び) 其餘(その他) の菓(くだ) 多(オホク) し 隱岐(いんぎ) の海濱(うみづら) 螺蚌(らぼう) を生(う) んじること
 夥(ヒョウ) しく 他(その他) 小(コ) 越(エ) 々々 (ニシヤ) 西山(にしやま) 々々 何(なに) なる 海草(うみくさ) および 海底(うみぞ) の
 産物(さんぶつ) 多(オホク) し 凡(おほむね) 全國(ぜんこく) の海濱(うみづら) 種々(しゆしゆ) 魚類(いさな) を生(う) んじること 餘多(あま) して
 國用(こくによう) となる 是(こゝ) 等(らう) 外(ほか) 有(あ) る 諸穀(しよこく) 諸蔬(しよそ) の類(るい) 夥(ヒョウ) しく 諸州(しよしゅう) 小
 生(う) んじること 及び(及び) 其他(その他) 許(あ) 多(オホク) の貨物(かぶつ) 器(き) 械(がい) 衣服(いふく) となる ものは
 枚(まい) 拳(けん) 々々 小(コ) 遑(と) 々々 真珠(まじゆ) ハ 大村(おほむら) 小(コ) 海濱(うみづら) 小(コ) 生(う) んじ 龍涎(りゆうぜん) ハ 琉球(りゅうきゅう) の
 浦(うら) 薩摩(さま) 州(しゅう) 及び(及び) 紀國(きこく) 々々 水晶(すいしゆう) 貴石(きせき) の類(るい) ハ 津輕(つげ) 小(コ) あり 又(また) 其
 國山(こくさん) 中(ちゆう) の谷(や) 々々 及び(及び) 高低(こうてい) の諸地(しよち) 多(オホク) し 故(ゆゑ) 小(コ) 萬國(ばんこく) 諸方(しよほう) 生(う) んじること
 處(ところ) の種々(しゆしゆ) 草木(そうぼく) を生(う) じ 醫藥(いやく) を求(もと) むる 為(ため) 小(コ) 外國(がいこく) 小(コ) 知(し) る こと 紙
 用(もち) り び 々々 百工(ひやくこう) の器(き) 物(ぶつ) を 修飾(しゆじ) とす 々々 有用(ゆうよう) とす 々々

其物小乏一くく又力勤小とり一くく豈唯小能者を外國
より呼來よみきたり以て待まちざるのそなるん神妙精巧他の諸俗小
超絶てうたつをり殊小金銀假鍮及び銅小於て勝すぐまるとり又生鐵強絶
いばいばも用巧鍛煉の術を得とるこやは其武具の奇麗好良か
るゆゑ知ぬしる諸像諸板を彫刺てうしやくし及び赤銅を金色小する此
巧妙敏達あること東方諸國及あびる所なり銅小黄金少許を
交まて術ありて製せいせ凡おほくを以て作つくる器物其初工師の手よ
アおおする時のごとく記まる全く黄金のごとく其色其美黄金小劣
る處ところなく実まことは庶幾あひちく又絹を織おるこや精せいなり妙めうなり滑なり
支那人シーナといへども擬ぎすること能あるべ朝廷てうていの大臣事小坐せられ

て一箇いつこの鳩と小放はなして他事を管かるべ彼此貴重ある巧たくをありて
時日を送り鬱う鬱うを慰いするもの多くハ織絹を翫あそぶを以て事と
ま又其酒をサツキと名なく染米しやまいをりて醸も支那シーナのよりハ大小
強味かういゆゑ勝すぐまるとり酒酒の蘭語を（エール）食をを調たふるこやも支那シーナ小越こえの
其その其他所生の芳草を用もちてこ色いろを和ます其紙ハ楮皮ちよひを以て
製せいは支那人シーナハ竹たけままハ綿わたをりてする所ところ物ものより堅けん勁きん小
小こして色白しろし政せい邏ら巴人はこを綿わたを以て紙かみ人家修飾じんかしゆしやくの漆器しやくきを見るに
其美そのみなるとこと実まこと小驚おどく小堪かんとり支那人シーナ東京人トウキョウジンが用心勤勵よくじんきんめい
を盡つくさるもいさゞ曾そうて其漆を調製てうせいし及びこ色いろを塗ぬるは巧妙かうめう
通敏つうみんなると及およぶこと能あるべかの暹羅人シヤムロのごとくハ國中ちゆうちゆう小漆しやく

樹充滿はたみみはたみみも大小懶惰らんどう徒生とせいを専せんめし漆うるしに於おて求め望のぞむ所ところなり爰こゝ又知しべきは日本にほん百工ひゃくこうの種しゅ々許多きよた此器このき械産物けいさんぶつ全まく人生にんじやう日用にちようあるもまづハ唯ただ奢侈しやう華美けいび不用いふようも其國そのくにの諸品しよひんに在あり其品そのひん同おなじく其價そのあひひら一いつあづは是こゝを以もて分地ぶんち諸州しよしゆの通つう商しやうの大おほきこと言語げんごあそ及び難がたきを知しべし嗚呼ああ全國ぜんこく所在そこの商賈しやうこ如何いかうむりり熱開ねつかいあらん如何いかうむりり勅力しやくりきあらん其浦そのうら々々如何いかうむりりの船舫せんぼう々充滿ちゆうまんあらん所々あちこ富饒ふじやう交易かうぎの城下じやうげ如何いかうむりり有あらん諸海しよかいの濱ひん諸港しよかうの邊へん人民じん衆多しゆたあらん櫓ろを取とり帆ふを揚あげ其誼そのぎき大小おほせう諸船しよせんの繁多ふんたあらん或ハ所務しよむの為ためハ或ハ閑遊かんゆう此為このためハ及および其國そのくに中ちゆうハ人盡ひとじんく海邊かいへんハ居住まじりし陸路りくろ此

於おて全まく空虚くうきよあらん疑うたふ堪たらざらん但たし其船そのせんの製せいをみる小甚せうしん殊しゆなる如ごとく形かたちの異様いさう々々中ちゆうに國法こくぽうの嚴げんたる小因せういんて上面じやうめんハ孔こう開ひらきし小ぞ有あり蕃船ばんせんハ上うへを密ひそかく閉とめて穴あなあり第だい北きた一の圖ずをえよ是こゝハ日本にほんの浦うらを遠離えんりし及および其為そのためハ如何いかうとあらん敢あて遙めうハ大洋おほやうハ知しんとせむ船せんハ水みづ入いて必かなず溺なせざるこゝ能あたらざらん爰こゝハ日本にほん人の學術がくしゆ琢磨たくまは事ことを案あんずるに恐おそくハ智者ちやう以もて不足ふそくなりとせん日本にほん人じん元もとより大小おほせう學術がくしゆを惡にくみて是こゝを修しゆする者ものをば國くにより追放つひほうする徒との類るいもあらん此この言ことば何なにの國くにハ事こと唯ただハ是こゝを玩あそぶの具ぐハ蟄居ちよきこの隱士いんし間暇まじやあらん他たあらん未考みかう

の管さくれき者れを以て其爵懷を解小宜いと然りし
之ども此是多々窮理科の上はとあり德行科のごとく
大小尊重し上天小根據せりと此ハかの無雙お智士孔子
の恩澤小よきりし孔子ハ我歐邏巴人お所謂(コンヒユテス)
是なり(ソコラテス)の古名ハ孔子小後々こと百年許あり
奈重陶国よりハ又百キリシヤ厄勒奈重人おきらく此人初く直小上天の啓
年より前あり發を受て道を入倫小弘通せりと孔子の学大繁かの(ソコラテス)
の學と相同じ我思ふ小日本人音樂の事小知りてハ全く不
能かり此是音聲符合の格を基として立てるの術なり
ル我國の雅樂又審定の學義訳あり原文(ウイスキニデ)といり究理不属
を聞よりし天文地理音律美術の類も審定の部なり他

學ハ是非一決せしむるを多しを知む別てハ深奥を尋るの術小疎
此學ハ然り故に審定と名く凡他俗未曾く此學を修して探索進達し象數審定微妙の
光輝及び議論講明を以て其智を莊嚴すこと後好むこと
我歐邏巴人小あくののり此ハ是天を知り天を信ずるの
術小悟道安心の助となるを也其入極重刑
を示して禁む祖先の教法を棄てか所謂天主教して
人となり衆生濟度の為に磔死の辱を受しといふ新小
奇怪なる教法を奉ること禁む今ハイや百年許小あり
ぬ吉利支丹の教法東極の地にあり全盛なりが幾程な
く滅亡しこれが為小殉死しもの數を知む是即かのさ

と願心勇猛なりし法師等が過惡よりぞ起りて我思ふ
ふ尔若かの耶蘇氏等その基本けいまで固くぬを頼とせし自
己の用心規模の大適を任せて勤めしやせバ殆吉利
支丹の信心弘通して終にハかき本國より其勤勞の報賞をも
得るに至らざるを憐れかく自得する處ありや其事は
幸を求むるの急なる堪むる風俗變化の成功は速なるん
を貪りて毎々他事を雜つてその為ニ渡來せしめらる
極意下比もバ天地懸隔の異あることをさへ勉めたる程小
絶小微しく成得し所なりと見えたる間もつくり其禍を
招き致し大ニ其謀計の本意を失ひたり凡肖像家の類より

其國家の治小かりて害ありとばにさぶれば何もの教法を
も惡むべ又も異教の說法者を容るることをも惡むるものあり
本より日本人を無佛教の徒とハ思ふべからば其國許多の
教法ありて大ニその神佛を尊重し是も奉事す此法も一
株なり我決定していん小日本人の善を勉め行を潔くし及
佛神小事ある外儀の務何をも吉利支丹等が及ぶ所あり
魂魄安樂のことに在る心を用るるや大なり別てよく罪業
を懺悔し殊に未來の福を願ふ豈まじ教如異國に受るること
待人又日本醫術は事外科よりハ内科より巧なり其外科は
よく歐邏巴の流をも用ゐるなり然も醫者ハ治術を施

さくち多端ありて外科すふハ火と鍼との二なり是二も
功力甚大なりとす病根を滯塞と名け滯塞して痛を感ん者
を風と名く二の者よく病根を追出し風をく其牽檻を脱
出さべたの通路を得せしむとゆふ其数々日々の湯浴ハ純粹
奉神の一道と且ハ天性清浄を好めり小任きく大ふくもふ
心醉を然も又よく是を以て壯健を保ち土人の免まがくは
所の許り此疾病を除く其功力大なり日浴の外其地ハ良善
なる温泉あり緩慢の疾憂愁の症ある病人をバ此所ハ遣は
其事我國小同じ

(コンヒユテナス)の事惣く和蘭人の書りゆのを見ん小豊後

を(ロユンゴ)と書た薩摩を(サキユ)と書の類多ければ実ハ(コン
フリス)なりべし又古人の名よ(ツコニキス)又ハ(ドノイス)又ハ
(フリユース)など多く未(ス)のりを添るるとゆふ然もバ
(コンフリス)を孔子の支那音(コンフワウ)の訛なりん往昔
我國の人を遂せし耶蘇は更ハ詳ハ本論の末
見ゆ(ソコラテス)の教を羅媽大王乃羅媽より(コンスタンチン)へ
遷都ありつる比までハ用ひる事ありしハ王は是道
をバ最惜まれども吉利支丹が徒の進めありて是
非なく(ソコラテス)を追出しつる事然もバ世ハ行われし事
七百餘年の間なりと聞ゆ

爰小いりて又論をなすことあり恐くハ或ハ言こやありむ
日本人刑法裁断の事を熟知せむと然らばべく事と我を以
て見れば我歐羅巴人も亦不能あること彼も同じ如何とな
らば然有用の術ありむ其過あることりて當赦の非罪
ありて却て重をかうこと屢々なり凡日本のみならず東
方の諸國もは裁断を受るに捷徑あり彼地ハ在てハ我とや
争訟多事ありてを得て致書各書および催役の類多事と
を須む両黨の書皆官吏不出ハ催役ハ直小其事を廳所小致して兩黨
の言を聞き證據を証明せしむ委曲を計較せしむ時日を廻ら
ざして決断不至る然して又大廳小召するの畏は如何

とならば彼地ハ在てハ小廳といへども其既小淺定出言せし處
をば大廳と改むること能ざるがゆゑなり斯の如き裁
断の簡法格別の事ハ當アてハ過失あること免まざるとい
ふ否といひ難くべしこと我又敢ていふん大槩とすこれ
法是を歐邏巴の裁断遅緩の費用多く大困倦すこと
比むれば其損をなす事兩黨ハ有て何とも小なり歐邏巴の
ごとくハ輒もすことハ事の廳所ハ留滞するに限も知る欺詐
の多き延引の重なる致書の屢あり其他百々の奸智を用ること
人誰り知ざらむ此ハ奸黨の所為をり然して是が為遅緩諸難法の
事漸く退き去る小いりてハ又大廳の召小應して引延びる

外更外不不何何の好好事事ありある此此不不至至アア再再び其其事事を反反覆覆し黨黨類類
皆皆新新し糾糾明明せし難難決決の事事憂憂悶悶の心心及及び諸諸費費隨隨て増増長長に
是是所所謂謂雨雨を避避て却却て險險墜墜不不陷陷る此此類類なるる然然アアいへど
も日本日本人人は在在るハ全全く刑法刑法ななハおのりみべりその國
刑法刑法政政令令殊殊小小勝勝也也且且又又これを守守るここと緊緊密密しして違違ふふと
なく小小犯犯といいふもそそが為為小小重重刑刑を設設けけり然然らば
ううででるるかかる順順達達衆衆庶庶の地地も斯斯の如如に繁繁榮榮の体体を
維持維持せしめくかの豪豪俊俊勇勇烈烈の民民を此此性性又又變變化化常常ありと
其其邊邊海海の風風暴暴屢屢々々不不穩穩あるに劣劣らざるもの蜂蜂起起
反反逆逆の心心を畏畏伏伏せしむるここを得得ん猶猶右右の刑刑法法此此事事及及び

鎖國鎖國以來以來の多多福福ありいづも今今我我讀讀者者を以以て日本日本人人何何が
故故より鎖國鎖國の義義を決定決定し又又如何如何して鎖國鎖國の事事を成就成就
つとむ事事を知知しめむが為為著著し所所記記の中中に於於
て明白明白なるん

エウロップエウロップババレレクトクトキキニニテテ 此此ハ和和蘭蘭 として刑法刑法の學學問問あり
此方此方かてハさるるが故故にエウロップエウロップババの目目より及及び刑法刑法
不不疎疎く又又も刑法刑法ななるとおもはんと思思ひく檢檢夫夫ルル右右
の言言ひを以以てエウロップエウロップババ刑刑法法の事事ハ彼方彼方かかく明白明白
なる事事なるゆゑ右右の一段一段はおといいく其言其言稍稍畧畧せり予予も
亦亦他書他書小考小考へへ注注しつ

初日本人の韃靼より来りて、碇ハ必數百年の間困苦多
かりありし國中の諸州小分散して、多クハ海濱小寄る所の魚
類を以て其生を糧ひしむるなり。 檢夫尔本より我國の人を、
韃靼より分ち来りしと思ふ。 神武
帝思慮謹慎容顔高貴なる君ありて、大槩（ロミユリス） 改遷巴羅媽
城を建立せし王
と同時ありて、始めて日本の國基を立ちひかり、
故ハ是國の年曆此小始まりて、それ以前ハ國權いりあり、への手に
あり、り、當時の人懈怠ありて、其事及び開國以前の値偶見聞
せし所の事を、も全く記せざりし、故ハ今其史記に在て一と
考ふる所なき、れハ實小知る人なり。日本最初の諸帝治國の
頃ハ上世の習少く、世界の中たゞ此國の人民居住の地なり

と極め、親睦多福なるとし、
天照大神の嫡々相承の正統神孫名流あるをりて、高邁はて
みづる神明小肖せ、これを扶ふ廣大莊嚴を以て、群下を
て尊敬し、人倫の類小振むとす、れ心を生じ、む然るに
此事後世小ありて、遂ニ國事閑通國體靜謐の治道に於て大
なる弊となりぬ、如何とならば、かゝる神聖絶倫の名譽ある帝
王なき、バ其群下恭禮の衆を御さること宜しく、溫柔寛裕の
心を以て、ふるること能く、既ハ神明小於て至近の一族と
して、又尊敬を受ること、神明の如くある御身ありて、世事民
事の紛御を自己に御手にかけたりん、其位小較む、ハ卑下

なる業ともいふべからば是等八宜しく世間の人に委任した
まふべきの道理なるべし是等の故より又ハ後世の流弊増長
かよりて貴族の威勢盛ふなる帝ハ奉事さるべき此務を棄擲
一諸侯妄ハ帝王所任の州郡を取テ自立しく最上の君とな
るの如くバ猶と有為はくろろを縦く一別て武器製作發明
の後ハ至るくハ彼此各々力を以て互ハ所領の地より追出
さんとい其流弊後患いりむりりの事とせん是内亂ハか
く性命を失ハざる者幾許ハありし名族の滅亡をば
りの幾許ハありし仇をたり讐を復す此心まは土地
兼併の心より起る所の拳動さるは怖しかりとん

案ふ後世徳衰へればこそ公家武家王法佛法世間
出世あといへる別もあま古の王者ハ億兆の君とて
二法なりりりゆりのを檢夫尔さすに戒狄の人あり
上古聖治の事を知ざるが故に皇國後世の弊此起る所
を論ずること右に右に右に右に右に右に右に右に右に
事の形勢既ハ斯のごくならず小至るく諸侯の放恣兼併の
心を制して降伏せしむる時は當りたるハ宜く將軍を立
て官軍の首とて遣はるべしとて帝の長子即皇太子とて
人をわく定例とて是を最勝の重職ハ補せられく是ぞ
遂も世間治義識武家の基となりぬ其故ハ五百年の前

なりける將軍賴朝帝位を受る此望を絶て自寛らるるに世事最
上の専権を以せしむる日本記事の書ゆも此人を以てウエー
トレイキケイヅル世間帝といふが如し前もとありの第一とせり然るにいへども其後良
久しくハ出世帝義統あり前ゆもとありの事へく其旋を守り常ハ大よかの神
體を崇尊せり如何とありバ世事第一の権柄ゆる軍師の重任
猶も出世帝の所欲此人に授けらるるを得しむるに然
るを第十六世西国の年曆ゆり千五百年より千六百年の初は頃
中間百年をいへり千五百年ハ明應九年ハありの初は頃
在職なりける將軍其所業を超過し一奉ハ奉上の務を棄絶し
自立して世間最上の君となりぬその事最重大にして容易
なる事なくともハるるにふさの難治の事もなく成就しぬ此

將軍ハ帝の二れ宮原文云二男ありなり出生の法ハおいと帝位を継こ
とを許されむ然るに権勢ハ心醉執著して強て軍中小自立
して悉く父帝の世事ハ権柄を奪ひくおのが物と唯一の神
體及び神道の務れも國神正統の神孫ゆる先規を得しむる
を以て敢て傷むべざらるるを
然るに斯る輕忽不悛の舉動は遂る所ハいつて終ハ其國
の利益とあり時の將軍ハ偏小一箇治流の基を居るものハ
して遂ハ大よ其國の洪福安泰を致すの助とあり殊ハ
斯る反覆反逆を好む此俗を禁止せしむる肝要とありぬ本よ
りかく不法ゆり得らるるに爵位なきハいくぞうかの強暴

来逼の輩を鎮めて和睦安堵をむる小堪んさるやぶ数多
強大は諸侯誰々よく其令を守るべき各篡逆の心を逞じて
彼を斃し此を得んと是が為小相闘戦し爰を前途とぞ争ひ
くる良久くして福祿爵位終一箇無双の英雄秀吉後小太
閤と號する大器完智の人小帰しぬ此人ハ微賤奴僕の境界
より起て自己の勲功謀畧より宇宙最大の諸君此其一
となりぬこれ大改革の事ハ千五百八十三年天正十一年の頃小當
りぬ本より謹慎の君ゆくありきまバ能本國常時ハ形勢諸
侯兼併の志および萬民の氣質才器嗜好所願等を廓知し是
小よりてかの歴代の將軍家ハ患とせし慶を免きてみゆら

最上の権を取得るに至らんこゆは諸大家の放恣兼併ハ心を
制し其強大自在の勢ハ削りて狭小の度内小屈せしむべきの
術を得る小ありぬハ能さるんとを知らし是ぞ此人小あり
て至極全要ある計策なりきまされバ猶も難澁小見えくる
ことと此彼此数多ゆりきまされ此等ハ殊更小遺し置ききり彼
大事ハ太閤在世の間小能せしバ材智劣する人の成得べき
小非ざるを以てなり此ハ當りて実小又其事を奉べたの成熟此
時小ゆりぬ如何とならバ國中強大の諸侯多しハ既小降服
しその餘ハ互の戦争小よりて頗る衰微しきまされ猶も敵
對をなす者少きなりハありきれど幾程おくる是等小克べき

の兵勢謀畧ありけるが故なり
初諸侯の放恣兼併の心時を追て増長して終にハ出世帝も
殆制すに堪へるに至りて以来帝頻に御子を將軍
として大軍の首として遣はさるる事既に四百年の久し
き経々として皆徒にして止ぬ然るを今太閤ハ總て十年
の間して其功を成就して是唯小兵威威以てのみ非
その心謹慎ありてよく良策を用ゐるる小よき事然るを
らば時運亦能其志を祐けり諸侯の兵勢ハ長に内亂に依
て頗る敗廢し其れも強く是を削る所なりとて太閤心
を一決して其隣ある海國高麗理ふ於て正しく日本に属す

づれを以て其意を討んと欲す其此の如く決定する本意ハ
國中強大の諸侯を遠隔き其其所領の郡所生れ地より出
さんぐ為なり且つ彼等がかの海國ある韃靼人朝鮮人を
降さんとて時を移すの間は自己の他は志願は成就して今
總て取得する國權を堅固小すべし便宜十分なることを得
んこと必定なりと知るが故あり然るよ自餘の事ハ皆隨意に
なすべし高麗征伐の計ハ期を以て如く快通を以てし
わが小漸々思慮して諸將を呼返さんと欲し此時諸將既小異
國小在りて劬勞なる戦役の艱難を経て大小疲倦し財寶涸竭
一兵力敗廢し其意を疑もなく今ハちや亂逆の心を固めて

家小歸^{くわい}をめて喜^{よろこ}として如何^{いか}なる貴^{あま}き價^{あひ}少^{すく}とあき苟^{ゆる}も本領^{ほんりやう}
安堵^{あんと}を買^かんと欲^うをなれどや太閤^{たいがく}よく察知^{さつち}して苛^くき制度^{せいど}を
立^たてり其^{その}制度^{せいど}をかゝる難^{あま}澁^し危^{あや}殆^だの時^{とき}なれば身^{しん}體^{たい}安^{あん}然^{ぜん}の爲^{ため}
といふを辞^{ことば}とて諸^{しよ}侯^{こう}の妻^{さい}子^しを都^{みやこ}小^こ遣^つハしく曾^つて是^{これ}が爲^{ため}
適^{てき}宜^ぎなる館^{くわん}を構^{くま}へて莊^{しやう}嚴^{げん}小^こ堅^{けん}固^こ小^こ置^おつる城^{じやう}中^{ちゆう}小^こ居^き住^{ぢゆう}
せし免^{めん}諸^{しよ}侯^{こう}飯^{はん}國^{こく}の上^{うへ}ハ本^{ほん}領^{りやう}小^こ附^つき毎^{まい}年^{ねん}一^{いつ}廻^{まわ}その時^{とき}節^{せつ}を定^{ぢやう}
めて都^{みやこ}小^こ来^きりて妻^{さい}子^しをを訪^{たづ}ねりとなり太閤^{たいがく}既^{すで}小^こ斯^すの如^{ごと}
苛^く刺^くの一流^{いつりやう}を用^{もち}みく國^{こく}家^けの治^ち法^{ぽう}を新^{あら}めりて諸^{しよ}侯^{こう}兵^{へい}勢^{せい}
衰^{おとろ}へ威^い風^{ふう}落^{おち}りて將^{しやう}来^{らい}天^{てん}下^げ其^{その}隱^{いん}謀^{ぼう}反^{はん}逆^{ぎやく}の事^{こと}小^こらりて少^{すく}も恐^{おそ}
るなれ處^{ところ}なくぬりふり如何^{いか}となれば諸^{しよ}侯^{こう}皆^{みな}その妻^{さい}子^しを

以^もて其^{その}心^{しん}服^{ふく}不^ふ變^{へん}ある所^{ところ}の質^{しち}とす故^{ゆゑ}小^こ毎^{まい}年^{ねん}一^{いつ}回^{まわ}になり
都^{みやこ}小^こ到^{たう}りて其^{その}二^に心^{しん}なれ此^{こゝ}旨^{あじ}を表^{ひょう}せざるなり能^{あた}はさばなり
其^{その}身^{しん}卑^ひ賤^{せん}の士^し卒^{そつ}より起^{おこ}りて幾^{いく}程^{ぢやう}もあはれに許^{ゆる}多^たの強^{きやう}大^{たい}
なす諸^{しよ}侯^{こう}を服^{ふく}事^じせしむるになり至^{いた}るは城^{じやう}小^こ離^り倫^{りん}絶^{ぜつ}類^{るい}其^{その}規^き模^も
と謂^いつべし

諸^{しよ}侯^{こう}の兼^{けん}併^{へい}其^{その}志^し強^{きやう}大^{たい}の勢^{せい}常^{じやう}小^こ萬^{まん}民^{みん}靜^{じやう}謐^み帝^{てい}王^{わう}安^{あん}全^{ぜん}の爲^{ため}小^こ損^{そん}
あり害^{がい}たりたる故^{ゆゑ}一旦^{いつたん}大^{たい}小^こ是^{これ}を破^{やぶ}りて猶^{なほ}を遺^{のこ}すハ民^{たみ}
の放^{はな}縱^{そう}りて王^{わう}綱^{かう}の大^{たい}害^{がい}となるものを壓^{おさ}へ慄^{おそ}むべきの時^{とき}
あまは宜^{よろ}く一^{いつ}種^{しゆ}の新^{しん}法^{ぽう}を撰^{せん}て愚^ぐ民^{たみ}多^た頭^{とう}の獸^{けつ}多^た頭^{とう}の歎^{なげ}義^ぎ譏^ぎ
黨^{たう}一^{いつ}和^わせざるをの蜂^{はち}起^{おこ}指^{さし}獺^た小^こ備^びへて創^{さう}業^{げふ}其^{その}推^{おし}威^いを固^かくすべき
思^{おも}ひていなり

小ぞありける。此時新王幸小時運よさへ乗じりたりき。凡
能國家の体勢群下の心服又適中きんとおめふ所の法度ハ
皆よく制作せりし事を得り。今其法度の嚴猛あることを
案むるよかの(アテ子)人けいをゆる(ダラク) 此事未審あり但し
代の暴君の号ときこる予の書する墨を以せむして血を以せりの類と
が考うて度後不見るなりを謂つぞ。 此一句畢竟八慘是法度猛なりといへども然も
順ひ守るに難き所ありしものあり。畢竟ハ國家萬民の治平を
進めおよび治平を進むるに適宜なると思ふべき政をあらん
が為の外まじりし所の所期あるにけり。況やまじりし慘刺嗜殺の
本意を以て制作することか。此古の名高き暴事(テイヨ子イシ

王名が象魏を高く遠く人目の及ぶる所懸く人を以て得る
讀べし。此に依て犯者益多し。て罰をべく殺む
をたれりの數甚大なるに致せしが如しと謂は
し。やは日本法度の猛なるに罪を罰するに偏小財贖を以
てする事なれり。帝命よごらん者ハ其躬ハ罰
を受死を受るの外更小宥恕の頼あることなき。嚴猛の
法度よ在て。諸侯大家の如き貴人猶其罪過よりり。或ハ
一箇の鳩ハ流さる。或ハ命ぎられて自殺するものことり。実
小其性日本人のそらぬのは其法宜しく斯のおとくたる
むは制御すること能く。その人思へらく國法ハさる貧

者の為に設けく富者の如たを是を買ふことを得て已が力の
及かん所も諸罪其意に隨て犯さざるは極めく治道に
害ありて且又至て不直なる事ありとん此言まて理ありと
謂つて我曾て此地の路次不在に其所を構へく懸
置たる札の面を見く檢夫よく我文を讀みあはせ其文法の簡約ありて群下は
為る所及び為るむは所の事を直に大意のをいひく
其辭は極て寡に驚きぬ何等の故を以て此はごとの法
を作さるといふことを記さば絶て作者の本意なきは
其旨趣をも説き又犯さ者不當る所の刑は次第をも示さば
唯此の如く簡あつて強大なる國朝の宜しく然るべき

所なきといひつり繁るに凡詔命の義におい疑をあらん者
ハ名けく新曲とせざるべきの理を作者よく知るが故に然
簡約ありて事既不足るればなり其上諸罪を罰するに極
めく猛りて全く法度を犯さ者ありあまは其事大悪心よ
と起らんを又を愛惠の情より起り委曲の理に率て心あり
む罪を犯さず至らんも全く差別なく悉く死罪なりとする國
ならざるに法度を犯さむりのを刑を行はるべき事及び人の不
直を受く人者ハ出て告訴すべきの一人として伴て知
はる者の如くする事能はば莫斯科比亞の大大ヘルトクハ爵名あり
王爵の次ありヘルトクのヨハン子スバジリテス其の群下を御するに鐵鞭
上あり此事後の注は

を以て常の如くも正しく日本人のごとくを謂ふ
のめなり(ストロイスといふ著の莫斯科比亜の書を記する唇をみる怒りく彼国の法も猛り) 然れば斯のごとく強梁
放縱の民は蜂起を止て許多の州郡相隣りて治法格別なるも
在ても一齊に安静和平を遂へて兼て八國中の諸君諸長をも
畏まてしむるもハ必かる嚴法猛刑あるべきことやわづらひ
恐ま驚くるは日本諸侯の時小當りて威儀を呈すの嚴
重高貴あるすら其人猶も憂を懐きて既小一しび得る所は
権威を逐て永く群下の扶載よあづくるをなめひ毎は
彼此の便宜を失せん事を恐まざることを能ざるもあり惣て國
人皆平生轉變を悦び分黨を好まざり若大小心を用ゐる彼が

勢力を破り此が放恣を制するにあはれば其患を免るべ
(アテ子ニダーク)の事(アテ子)ハ(スラール)が羅甸書小厄勒祭亞
の時此大都よりく羅媽の時此羅媽城の如しとより又
(マアリン)が書小(アテ子)の(テイデシ)又ハ(アテ子)の三十(テイデシ)
あどいふ事あり(テイデシ)ハ慘刻なる暴君をいへり又(ガラ
ー)を龍たり彼方よりハ龍を兇人の譬とするこやあ
て是等其故を以て厄勒祭亞時代の暴君の號なるんと
いへり血書のこと故事あるなり予寡聞あるが上に載籍
よはへ乏しく且まゝ近來在館の蘭人をも博識のゆれ
なるとも少く俗よ遠まことハ向てむれんと答ふる事

能くば是故小暫く疑を存して後人の改心を待たのたま

也

莫斯科比亞の事元來歐羅巴同盟の諸國小在て熱ル馬

泥亞國を帝とす拂即斯國暗厄里亞國のぐくたりの

王國ハッありて書を王爵とす意太里亞國の(トズカ子)と魯細亞國

の(モスコビヤ)と此二を大(ヘルトク)とせり莫斯科比亞今ハ強

大ありて魯細亞帝と稱さるるも舊小仍て莫斯科比亞の

大(ヘルトク)とをいひり

元天下はわけて和蘭を全く許して(ケイツル)帝とするの

六あり我 天皇公方支那の帝都兎格の(シユルタニ)と

大君と云んが如し魯細亞の(カサル)和蘭の(コロテホルスト)印度私當

の莫卧尔和蘭の(ケイツル)熱ル馬泥亞の(ケイツル)和蘭語の帝是

其中支那莫卧尔都兎格の三主ハ韃靼人の後たり熱ル

馬泥亞魯細亞の二主ハ羅媽人の後たり

大洞既小其國事を然堅固長久の地は居る後人其跡は從ひ

て行せん事を命じて千五百九十八年慶長小薨トぬ極めく膺

智謹慎なる君ゆく死後ハ國神の中小列して(シハキニ)ハ

幡と號を第二の(ハキニ)といふんが如し八幡ハ軍神の名なり

然るふ又其國の幸なるたかの(オゴシヨ)の國統を継ぐひ々るぞ

りりたる(オゴシヨ)後小(イヤス)公と名け薨後小(ゴギニ)と號は

(トクニカハ)の名族より出まうして太閤臨終の遺小在て一子秀頼
とて時年六才ありしを托し其補佐とせしむ
檢夫尔自注曰
秀頼後承爵位
御子孫連綿して常小國を領し謹慎と洪福と交々
相扶けて治をなす御先祖名君の基出を守り其轍跡小從ひ
く遺法の嚴猛あるを奉り凡國中の諸侯大家をして怖
畏し服從節度其宜しれを守らし其勢力增長して國家
安泰の能堪べきの限小過すに至ることなつしむるこぞ
是ぞ其治國洪福此係る所の第一の肝要とて歷世の諸
君皆よく其理を知りて然るを以て王事をめてこそを虐
とすことなく兵力を恃りてあれを殘さるこぞかく重賦を以

て是小任ぶることなく其上自り親をなす禮を厚くし王者
の所の徳惠を示し務り諸侯の親睦愛慕の心を得る
よあり但しそれ事體を察するに其寛活を以せしむ故に
即ちのづり其責を受る所以なり其褒義せしむ故に即ち
のづり其涸竭する所以なり其高爵を賜はる故に即ちのづ
ら其網羅せしむ所以なり惣て爵位恩惠の類は諸侯小賜ふ
もの一とて寛活を以てせばしむ事なり此是かまが聴命
服事其心を固く又此領地所統の貨賦若聚り積りて兵
亂反逆の心を起さしむる事なり是を恐るはるもの故
快く出し費さしめむが為なり如何となく其俗廣大を好

おが申意に上より賜ひる所の恩惠爵位の品も随ひて必その
威儀花菱及び資料を増て貴粧を致しその身は養ふ在ると
費用多うむむ國に於ても毎年参府の路中におりても斯の
ごとく是ふよりて曾て保てり威勢強大は実ハ悉く失て僅小
残まる蔭を頼りて自奉自慰して苟くも満足するの事あり
右の外無数の奇計奇術ありて或ハ諸侯を以て常ハ相通交し
相訪問せしめ或ハ穿てその極密は談話を察して其家ある非
常の事を知り或ハ和をなす睦をなさしめ又或ハ時の利害
ふありて不和なすしめ懇をなさしむる類の事ハ毎奉す
よ違わば諸事の中に就くも別て心を用ひしむるハ諸州

の動靜および其正統の音信を得る小あり朝家の諸臣其務
を奉するは忠良眞実なむ知るよしを出家なるもの
行状及び其趣向を察し別てハ其中なる権貴のむけ所為
を知るにりり國中の刑法裁断のこと如何うあると監し又
格別の事も當りて決断をたぐること如何うあると檢し
らるる
事既小漸く一定して其俗常小蜂起反逆小勇むの習ハあり
たがも國中今ハ其恐怖あふ小起り小々進バ又りは外國
の事恐らくハ他日おいて國內の騷動をたぐはばたぐは
しむる此をも拒絶するを以て極て切用の務ありしは是議ハ

從前既おと成なりたる所ところは、何なんれも未まだ事ことを奉たげず、いづれも
其その元もとは必かならず新あらた成なる治ち綱きょうは福ふく分ぶんを頂たか上うへの極ごく處ところに引ひ上あげ終しま
小こ得えつる泰たい平へいを益えき々々安あん全ぜんなるといふ物ものは、諸しよ事じ皆みな堅か固こ長ちやう久きうの基もと
よ居いんらるる欲よくはこれ皆みなケイツルケイツル將軍しやうじゆん家けをの思し慮りよ明めい鑑かんは、間かん断たん
なるといふことを要えうするあり、假か令れい後ご来らい如何いかなる騷さう亂らんのこと
あゝむいよ、後ご人じんかの經けい濟ざい家けは、地ち方ほう氣き運うんの災さいふよとあり、と
又また人じん間かん界がいの無む常じやうは厄やく小こ當ありといふなる所ところを、め、安あん
その責せきを人じん主しゆよ歸かへして懈けん怠たい急きふ慢まんの謀まう畧りやく不ふ足そくなるの罪つみ
小こ出しらるるとせん、と欲よくするも、其その由よしなるといふむと、何なんれも凡おほ異いふ
る儀ぎ式しき異いふ風ふう俗ぞくハ土ど人じんの外がより移うつり来きらんも、異い國こく人じんの國こく

中ちゆうを、改か新しんす、は第一だいいちなるか、のめ、し、(カールト) 賭博たふの用もち小せう低てい馬ば
とりの即すなはち、人じんの語ご小せう習じゆへ、このめ、骰さい子し、此この方ほうの養やう、(テウエーケヘクト) 西せい岡おかの養やう
唯ただ二人にとあり、即すなはち、真ま劍けん勝しょう負ふあり、但ただ、彼かの方ほうの真ま劍けん勝しょう負ふハ、殺ころむを期まをす、及および
切き斬ざんせ、して、屈くつ服ふくするを期まをす、ハ、羊やう好こう色しきの憤ふんふ、よ、て、致いたす、及および
衣服いふく飲いん食じきの侈し奢しゃある、その他た諸しよは、異いなる、荒あ淫いんの業げふ皆みなこ、善ぜん
良りやう中ちゆう正せいの道みちを、修しゆする、は、障しょう碍がいなるといふ、吉きち利り支し丹たん教きやう法ぽうの如ごとき
は、極ごくまで、當あた今いま一定い定ていの治ち道だう國こく家けの和わ平へいに、害がいらるる、本ほん國こくハ、教きやう法ぽう
よ、害がいらるる、其その神しん佛ぶつハ、奉ほうず、は、務つとめ、害がいあり、出し世せ帝てい、義ぎ翻はんあり、天てんの
神しん威い職しやく掌しやうハ、害がいあり、と、本ほん國こく異い國こく其その人じん互たがひに、往むか来き、逗と留りゆうする
こ、や、萬まん民みんの、静せい謐みハ、害がいあり、と、是これ皆みな徒たら、本ほん地ち本ほん民みんの、性せい質しつよ
應おうぜざる、異い様やうある、趣しゆ向きやうを、育つ成せいせ、べ、の、外がさ、く、無む用ようなる

ことなりと惣て國俗の弊今に至りて免まざるも又ハ將
來其恐あへんも悉く異國異風乃咎なりと然りと以ども
凡全體を挽回して本然の壯健小復さし先むと思はんのハ
それ朽腐せる處を断すに何んば徒なる計策なるべし
根本の去どしてあへん限ハ其病の止ん事を望むも固陋な
る業なりとす

是故小國家當時の形勢は求る處近き頃より一定して治
綱の求る處國民享福安艱の求る處土地の性は求る處ケイ
ル安全の求る處悉皆一切小國を鎖して全く異國異國風
を除くは是故を以てケイブル及び執政家を一決して永

久不易の法を立て曰

國當鎖閉

凡異國人の中在る大か日本小固膠してこそ害をなれ
の甚しむればハ波爾社尾爾人ふあつたなりとて此俗傲慢
なるころや日本人小劣らぬものなり彼等是地檢出
出づる一艘の海船風暴あり是國の浦に漂着せしより千五百四十
三年の頃兵事なり譯者曰千五百四十二年ハ天文十二年ハあり
後幾程あらず現前の利小誘ふ事大は是地小植民人を植む
か國の習なり人を其地小且て異財奇貨より且て使僧を遣して
渡して住しむるは其地小且て異財奇貨より且て使僧を遣して
説法する所乃耶蘇經の教小より且ハ新化の者と婚を通ず
小よりて暫時の間小大なる富を致し深く國人は心を得て大

小もの利益と諸事如意あり小矜るの餘敢て本意を逞く
し其國の政事をさへ小やく変革する所あり小いりて大
小民其野心凶惡の端を發して極めく當今家の害となりぬ
(ケイウシ)の殊小驚きまゝくくハ二書の面小奸計充滿しと
るおぞ有く其一通ハ和蘭人が取戻しつゝなり
洋中にて波爾杜
厄ルの船を奪へ
得しりて和蘭人當時波爾杜厄ル人と戦争の際たりける上小
交易の便宜を占むと願ふ時なる故なり又其一通ハ廣東よ
り日本人が持て遣しつゝなり
彼國へ遣はる書なり廣東ハ支那
の邑名ありさてまゝ其項しと國家の害となるべき委曲の
事ども數多同時小露顯しぬ執政家此重き諸侯路次小於て

一人の耶蘇此官僧小遇き々々小彼僧不遜ありて恭敬の禮
を盡すこと肯て國人平生の格又準せむとて頼小朝廷小訴
へらる彼僧轎子より又土俗異りて新ある成好むよりて波
爾杜厄ル人莫大の利を得く無量の財賄を運輸し去る此事
漸く公儀の患とならる又吉利支丹教は盛に行らる事新
化の徒は合一さる事彼等本國の神佛及び本國の教法を忌
嫉むこと其法の為小他を禦だ自を護るの堅固ある事これ
皆よく國家の恐懼不安の基とすべき是等小依て既小明
うたかりさるバ許多の艱難を経る許多の人命を絶て近き
頃こそ國中諸侯の勢を破り帰隆せしめて久しく國土を荒

廢せしめはる内亂の終をなして統一の世なるを
若吉利支丹を其儘ふらして置て其數増加せらるるに至らば
再び新小禍亂の根源をなして反逆の時節を得んと甚ど
慮ふべしと云ふなり

斯の如く數々の重要ある義ありて太閤漸く波尔杜
瓦尔貨利增長吉利支丹信心弘通の事小むらく際限を立ら
せり然れども鎖國の一件一旦ありて成就せざれば
多年を経ざる能ざるなり見ゆる所幾許もあ
くく太閤薨せしむる故後人小遺命して其事を成就せ
しむる示はる磔刑を以て其趣意ハ波尔杜瓦尔人其僧

侶および諸族通婚の由小族あり此方を伴ひて國を退去すべきこと
日本の土人将来恒小國中土著し當時現小國外小ありむ
者ハ一定の時節を期して歸て来るべく若其期を過て猶も異
國小在留せんとせば同刑を以て罪を犯し事および吉利支
丹教を奉ぜん者ハ立所は誓を立て改むべき事等是なり是
皆至極の難波を経歴すふ非は奉行成就せざるごと
かりしり響小日本一統の主を得んとく許多の肖像者
して此方の血を流し今も國權を固くせんとして吉利支丹
の血を流さふ若ざるべし元よりかの新化徒いづきも道
理を説きしり廻心を怠るを以て刀及徽

索烈火礮架等の厲した警戒を設けて彼等をして其罪を悔
て曉悟せしめむらん然るに於て嚴猛ある所置ハありなぐ
も更ハ又さしも惨劇ある獄吏が發明しつゝ種々の呵責其具
も有りけれと彼等が信受凝結の心をささぐと動搖せぬ中々ハ
其信心の虚ならず事をおれが血を以て礮架に銘せん
願ひく悼る所なく比類なき堅固不抜の氣象を見し其敵
する人をさへに是を見し驚嘆するに至らむ是亦此方の人ハ
強梁ある所以と
是よりかくまで異教の爲に民心を奪はば永く此國の肖
像家の恥辱なりといふは凡右の如く古今無類の強猛
苛刻を以するごとと大約四十年の間なり(イエミツ)公薨後大猷

院と號も(ヒデタ)公換フル自注曰薨後
台徳院と號もの世子ありて(イヤス)公の御
孫なり此君に至りて終つ明く小鎖國の事成舉し比類なれ
猛烈の氣象をして三萬七千餘の吉利支丹を屠戮して一旦ハ
國中吉利支丹家ハ殘黨を殫せり是等ハ吉利支丹を曾て彼
堪くた呵責の逃るべき道なれまゝに短見よまらせして鳩原
なり有馬の城ハ會合し心志を一定して戦死せんと欲せし
者どもとなす是城攻撃三箇月ありて落ぬるは寛永年間其當年
を記さ
こハ遺志 二月廿八日なり即我千六百三十八年 寛永十一年 第四月十二日
せりやん 小當まり日本記年の書年代記まゝハ王代記と名けしるもの
及び右の吉利支丹ハ変亂の事を委曲し記して日本ハ行は

嶋原合戦と題する書よるに、これ右の如し是ぞかの殺伐
悲哀なりし看場の最後は一段ハありたる此ハ至アて吉
利支丹の血を流さるる最後の一滴ニ及びぬと云ども苛政屠
戮の全く止めたる千六百九十年元禄三年の頃なり檢夫ル渡来の少
以前をいふ
此ハ如く日本國中悉皆掃淨してより以來ハ土人ハおもても
異國人ハわいて四邊恒ハ鎖閉せり國禁の後此ハ千六百四十年
のころより寛永
十七年をいふ國禁ハあひ
翌年のころなることいふ
波爾杜瓦爾人使者をミヤコ誤ハハあはれ
檢夫ル自注の篇
ハ長崎といふる
来りし使僧なきハ理ハ於て害なるを思ひし
々々どの日本ハ朝廷より示レ處の象魏ハ面ハ逆ひて國中

小人来きんと謀る處の罪科をバ免るるをなかりたる
わとハ使者と従者と其數六十一人ケイツルの嚴命よりりて斬
罪せられぬ唯其最卑賤なる奴僕僅ハ數人都合七十三人の中十二人
助命せりとも海上あり
行方知れ成り救して歸國せし免其國の人ハ斯る強猛なる應對ハ
遇一事の音信を告るること得べしむ
當時我國人を盡惑せし南蛮人ハ波爾杜瓦爾人のことハ
あはれ伊斯巴泥亞人ハありしと波爾杜瓦爾人ハ比す
ことバ其事小なり且又別ハ異あることなかりた故ハ
略せしものなり是二國皆和蘭の南方ハありて各々王長
ありし別なりと云ども密ニ相隣りて殆一國のごとく

其惣名をも伊斯巴泥亜といへり殊小其比しも波尔杜瓦尔
え伊斯巴泥亜の麾下なり故小我國通商の事をも伊
斯巴泥亜より後見せし如く聞えし東方小ありて伊
斯巴泥亜ハ呂宋を巢穴とし波尔杜瓦尔ハ脚亜を巢穴
とし事猶和蘭の咬嚼也如し脚亜を垓敢國中の
大城なり又波尔杜瓦尔は亞媽港ハ和蘭の臺灣ありが
如し何れも我國に近き所なり今は二所に分支那は歸
せり波尔杜瓦尔人と右の外小甘巴亞恩魯護斯とて印
度の大城兩所を押領して居しうども此も今ハ甘巴
亞ハ莫卧尔小取も恩魯護斯ハ伯尔齊亞小取もぬとい

なり

波尔杜瓦尔と我國と交易の事と檢夫尔全書を案するに
其言小いし其交易前後盛衰ありといとも其全盛な
りし時年々運輸し去る所の金三百(ト)小過しを以
て大概その大利益を知べしとい一(ト)各今の
文銀小して大約四百貫目なり三百少くは十二萬貫目
なり又曰其利の最小なるも運來運去の貨物各一倍と
ありく共小四加倍の利あり又曰千六百三十六年
船四艘ゆく銀二萬三千五百貫目を輸し去る諸人私
銀を此外小しり翌年六艘ゆく二萬千四百二十貫六百

五十目一分又翌年小船二艘少く一萬二千五百九十貫
二百三十七匁三分を輸せしむり委しく彼方の事を記し
しるめの如く檢夫尔見しむりといへり原文亦そ十匁を(クイル)
といへり但其比の銀を今其文銀とも異なるべし右の
三年ハ彼が交易衰微の極をいへるあり又曰其全盛あり
一時のやうにして頻ふ二十年をさふ経しむりしむりハ惣
て日本より亞媽港に輸れ財宝の積か乃古の撒刺滿大
王の時又如德亜城中に在し金銀も適しむりぬべしと
いへり撒刺滿ハ三千年をさうり前をさうり王の名あり此ハ
希ある富の譬小引るめのなり但前小いへる十二萬貫目

ハ正金銀のをいへり此ハ惣ての貨物をいへり
和蘭國の印度交易家ハ第十七世の初其頃より常日本に
通商せしむり至るまで第十七世と云其人在直なるころは初来以後
平生日本人れよく知る所ありて既其當時國家の仇と波
尔杜瓦人とならざるは近き頃有馬の吉利支丹
反逆の事に於て其志明く見えられハ海上より多く大銃を
こき小慶すも厳猛を以せんこや波尔杜瓦人と同ト
らむこもハ薄情とも不當とも謂つべし殊も(ケイヅル)よ
り許容の書二通を賜りて通商随意しむるべしの誓とせり初
のち千六百十一年(慶長十
六年)ケイヅル(イヤス公より賜り又のち千六

百十六年元和二年の御跡を継ぐ（ヒデタ）公より賜りぬ然もバ
和蘭人の事小かひの須らく規矩を立るの術なくはあべう
らばとて長崎の港内小於て曾て波爾杜瓦人の為小築
アテの園圃とも謂つた居所を以て和蘭人將來の住宅と
まじりとなり是八國を立去しめんも然るはぐらばされば
放縱小して置んも危しとけ事を進ばあり是よりと彼等
常は許多の監者此官府小誓盟をなしてかまが為る所ハ鎖
細の事をさへに密々守戒る事を掌する者此苛き檢察
を受て實小囚俘まはハ質人ニ殊なる處幾許もあく唯小彼
が注進小よりと萬國他州の動靜如何と知る是の外殆更

小用あれたりの如しさまども其所置の痛く強き小堪べき程の
事あつてめむとと彼小許して毎年五十萬（コロト）（コロト）ハ銀錢の名あり（コロト）
トシ文銀約ハ八匁故の貨物を賣るこも必得せしむ但し
五十万よりハ四十貫目よりナリ
かくあれバとて日本人も和蘭の貨物なくはあべうらばな
と思へんハ實小謬きりと謂つた和蘭より一年小入る處
の絹布絹布類のとてハ日本日本よりハ幾小一七日の間より
出しつたそは他阿仙藥龍腦木香阿仙藥龍腦木香および種々乾藥許多
此貨物の如きも侈奢侈奢の為又ハ藥餌藥餌の為よきとせ
和蘭の茶和蘭の茶あつて日本日本の憂となすふらばと
いふと檢夫檢夫より知るがゆゑかハいつてあるし
右の文に和蘭人をさして我といはれしと彼とのいへ

るも檢夫尔元來熱尔馬泥亞國の産なきばあり熱尔馬
泥亞を上都逸國といひ和蘭を下都逸國といひ
和蘭人の算少く考ふるふ文銀四千貫目ハ元禄頃の銀
てハ三千貫目よりふ當まり檢夫尔全書中小貞享二年
新規の銀高を三千貫目といへり原文ハ三十万(タイル)とあり(タイル)ハ十枚出嶋ハ南
蛮人市中小居ること御停止ふなりこと故寛永十三年
小築出とと記録小見えり檢夫尔曰二通の謀書此事
かりりせば波尔特瓦人も頓小國禁ふとあり候し
出嶋小居んこと今の和蘭人れどやくなるとし
支那人を日本人の諸れ藝能學術をも傳受し既小其地ハ盛

小行き教法をも授りつる處あり其上治國の法も頗る
かまが摸範小習ひく成就し候は實小其恩を擔へる處あり
がゆゑに一切異俗拒絶の列あり候是よりて恣意小交易
し隨意小徘徊せり候は但し定め長崎小來るべしとて
他港小入ることなかり候は斯れ如く許容せり候は
唯小支那のりり候はかの支那國最後小鞆靴小取まり時
の變小あひく其人れ逃散て至まる處の東方東方ハ改選巴
諸地諸王國東京暹羅東蒲塞のりりを王國といへり王國といふ比自然
其後吉利支丹の教れ説法支那國小許容せり候はの時
至り候はかまが日本小持來りて賣る所の書籍れ中小漸く彼

吉利支丹教の義を解して耶蘇を信ずるの事を解してを交へ来りて是を以てかれ萬民安生の道小害あり損ありとて近き頃種々の艱難を経て終小退治し得つる教法を更ふ再び蘇生せしめむとせしことありて其事大日本朝廷の憂となりしむと決定してこれを戒むる事^{オランダ}和蘭人小同く其戒むる處の法も亦殆相同じぬ小いりぬ唯小相同じきの^{そのい}の^{そのい}彼等ハ智慧を以て日本人の詭計を拒み防くと^{オランダ}和蘭人の如くたること能むるが故^{オランダ}其境界却て和蘭人よりと方まり然る小又彼等各小こそ均しく支那人といひ種々の國土小住る者どもなきはバ力を竭して相防き相害せん

とんその上吝嗇貪慾め々如何なる小利小得小ても中々小よく恥辱を忍びても失ざらんことを欲せり

吉利支丹教法許容の事始め支那國中披露せしハ^{元禄五年 康正三十二年}千六百九十二年といへり(ヒラ子ル人名ゴウラツトルク)書小見

きり此ハ檢夫尔渡来の後二年あり然るバ許容ハ披露より前の事なるべし同書小又曰吉利支丹教支那國小て二流小ありて一流ハ儒を雜しく孔子を奠り祖考を祀る事を許し一流ハ儒法汰忌て雜へざりて儒を雜へ許ししものは終小本國より禁止せし又儒を雜へざるも終小支那帝の命ふよりて支那國

より追逐せしむぬといへり惣じて支那ハ文明の國な
るが故小吉利支丹多不惑ふりの希なりといへり

事既小斯のごくならず至り國家全く鎖閉せらるに
くまば今も一物として帝王の所期所計小おの妨を
べきりの有ることなく大家これ能歸しぬまば其兼併有為の
恐るべきもなき萬民皆能一定しぬれば其強梁放縱の慮るべき
もなく異國の為小譏をたり援をあるの勞もたかく許して異
國は通好せしむる營もたかく忍びく異國は流風を受るの患も
たかく一切手足を累はれ不足るものなり是も於て快く其切
用ありとすり所の事を理めくかの運通は國出入交易恣意ふ

る地の能ざる慶の事を計り邑阜村落諸職の官舎諸人れ會
所及び百工は肆をさへに遺さば極密の格式小順せしめく
奮習を移し新風小化せしめ各自は産業を示し法則を立て
こそを募りあるを賞し下民を以て勤勵の心を起し才
能を成就し有用の事を發明せしめ又よく許多は監者を居
て眼目を張て民は挙動を察せしめて是を以て其奉上の宜
し心心を失はさしめ各々を以て心を新めし善事を勉
め行しめ惣て一國を舉て禮儀作法の學校となさんと欲は
斯のごくく世間主の巧を以て上世の無恙有福の体を
恢復し國中内亂の慮るべきたかく境域は秀勝無雙たると

群下の勁勇不敵なること委任して異國の人を毎小他の榮
を見く欣慕嫉妬の心を懐くことを賤し惡めり實小日本
國の洪福なること仇の恐るべしもなく外國來襲の慮るべき
もなく琉球蝦夷高麗および邊傍の諸島對馬佐渡八丈の如きをいつても
日本帝を尊びて君長とせり唯かれ支那ハ實小強大の國小
して支那人を日本人の曾て恐る患ひし所ありといへども惣
としてかの入ハかく計畧小ハ怯まめのぞり當今治世の帝
ハ韃靼種種なりといへども既小許多の諸地諸王國を統御す
るの重任あり猶も其所領所併の地を推て日本不及さん
ことハ殆統ふ思ひ出るるやりの違ふあるべしされバ今

小つくりてハ支那といへども日本人の怖るべき所決してある
ことか日本國當今の世間位は具りりまざる(ツチヨシ公 換夫 爾自)
注曰嚴有院家彌公の御子合徳院の御孫なり極め謹慎のそ又大小謀畧あるの君
御先祖代々の善心美德を承継て殊小寛仁に勝ま又よく
密小其國法を守りて孔子の學に成長して城内を治め
まふこと國體民生の求る慶小應む人民其下小福祿を受け繁
榮をたし合體同心の和睦し學び得る神明を尊む小宜
し國法を奉ずる小宜し君長小順ふ小宜し同僚を愛敬する
小宜し禮あり忠あり才能勤勵萬國小秀出せり最勝の境域
小居まり國中よわい互市交易して富を致し勇氣不足

なり生計の具饒多あり然のとなりて和平静謐の澤を受と
きたるとい其人頭を廻して往古民生素朴なりしの時を察し
とも或ハ又日本古事跡の記を取て評論をともし必其國の如意
連綿福祿満足あること今の時小志るざる事を悟らん御さる
小稱望の主を以て一切異俗通商通好の外小保護鎖閉せり

右通篇の大意を案する小諸國の中間小連山河海あるハ
諸星は中間小游氣ゆるが如く世界は異語異習異趣の
諸俗あるは天上小異種異性殊状殊品の衆星あるが如し
然きを同とく一地球といへども必しと萬國皆相通じを
その理よりて通交せざるを以て無道なりと爲べから
む

皇國ハその無数の嶋嶼を以て地球の萬國あるに應ずるたよ
まてて一箇の小地球なり是等の嶋嶼の人互小若干
の海陸を経て通交通商するにたハこそ既小國中よあ
りて遊行奇觀の樂りり亦何ぞ必しと遠く大洋の危嶮

を犯して異域小出るをりて歡樂とせんさる業をくらや
却て不幸なりとはいふべけれ但し遂生の具小不足あ
りのを異國小通商せざるこそ能くば

皇國の如き有用の具を寛満せざるのとならば更なる許
多此大奇特ありこれ其通交を用ふる所以あり曾て
異國人の為小風俗を殘るも財宝を偷まるこそ其通交
を絶つ所以なり然らば鎖國の一件本よりあらん大小義
あり利づるの務あり然る小

明君頻小起マ多ひくこの事決定成就し多小至る是又
皇國の皇國も所以なるべし檢夫尔が意蓋此の如し昔時

厄勒奈亞亞肋聖埤兒といふ大王が歐邏巴の諸部を従
へ亞夫利加の諸方を降し曾て黒海の海口より一千餘歩
の長橋を架して二百三十餘萬の軍をりて攻来り伯
尔齊亞國を滅して其大器を奪ひ又深く東方に入て印
度の諸國を併吞し舟車人跡の列ある所東西南北蠶食
せばといふことなる
今モ莫卧兒所領の二テリ一地也今猶亞肋聖
埤兒の古跡あり又今の暹羅王自讃して亞肋
聖埤兒の後といふといふ厄勒奈亞の前ハ伯尔齊亞の
代といふ又其前を亞支星亞の代といふ羅媽と共ハ四代といふ
を右自ら全地球を掌握せんとおもへりも僅小四百
年一其國羅媽の物とならて畢ぬ厄勒奈亞の王業成就
ハ孝安六十餘年あり
凡天下の名地関關以來常小萬邦争奪濁亂の外小拱手

して未曾て外國の奴となつたこと我

皇國のぶとくあるれば更ふ又何處ありある今かの魯細亜
人が大小其國を開きて北ハ氷海又界し西は波羅泥亞
蕪尔奈亞又逼り南ハ伯尔奔亞又逼り又遠く東方ハ向
ひ多く東西韃靼の地を併せと(子ルトニスロイ)といへり
所に至りて支那ハ逼り又我北方の(カムサスカ)といひて我
小逼らんときもが如きは我小在てを新ハ一箇の疾を得る
よ似しどもかの(カムサスカ)の地もや既小その本國を去
ること二千里あり又我國小おいて海をへて蝦夷を
阻り前後の便利を得ば且又彼が本國外ハ都兒格國熱尔

馬泥亞國考の強大なるに對し内ハ諸部諸郡の変亂屢
ありて常小多事なれば逼り其手を伸して我に武
備堅固上下和合の國に寇せんことハ難きが中の難事
なるべしと云ふも古人の所謂敵國外患は類か
るべくまきを蝦夷かゝあとの地も能治して通商出入
濫放なくさうんよハ彼が相逼らむも中々小し我
皇國を守護する所以なる也今予が是書を翻譯せしむ
徒に玩娛小具んが為よちりて我輩の斯る得がらん
國小生まざる有難き御代よりひく太平は草木と共に
よる上もれき雨露の恵を蒙ることの樂しきは語で出

ん時の與を添ふ一助ともあり兼て又異國異風の恐る
る邪説暴行の惡むべしと普く天下に求まども更
小尊むべし人の人もなく仰ぐべきの教をある事を悟り
て外を禦だ内を親しむは最切用なる心を固くせしめ
道よおいしく微く裨益する慶も有りあんりと思ふべし
よなんありと家

享和元年秋八月

志筑忠雄 識

